

## 令和2年第3回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

期日 令和2年10月21日

場所 登別市役所 議場

### 委嘱状交付式の開催

市長から運営協議会委員への委嘱状の交付を行った。

### 市長挨拶

本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

委員の皆さま方におかれましては、日ごろより国民健康保険はもとより、市政全般に渡りまして、ご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。先ほど、新任の委員に委嘱状を交付させていただきましたが、現委員と同様に、率直なご意見をいただければ幸いと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

さて、皆様もご承知のように、平成30年度から国保の都道府県単位化が実施され2年が経過しまして、事務の標準化や統一保険料など、目指すべき姿と言いますか向かう方向性については、まだまだ課題はあるものの、大きな混乱はなく推移しているものと認識しております。令和元年度の決算見込については、昨年度と同様に、単年度の収支が黒字となり、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっております。しかしながら、本市をはじめ近隣市町村には高度な医療が受けれる医療機関が多いことなどから、一人あたりの医療費が依然、道内平均よりも高い傾向にあり、依然予断を許さない状況にあります。そのため、引き続き、医療費抑制のための積極的な呼びかけに努めるとともに、病気の早期発見・早期治療のため特定健診等の受診勧奨や保健指導をはじめとした生活習慣病予防などに取り組んでいくこととしております。本日は、保健事業の取組状況についてもご報告しますので、委員の皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

また、本年の2月より発生した新型コロナウイルス感染症によって、国民健康保険税においても、本年の収入が昨年の収入より3割以上減額となった世帯に保険税の減免を行っているところでございます。こちらについても後ほど、担当から実績情報の提供をさせていただきます。

最後になりますが、本日も委員のみなさまからの忌憚のない意見をいただけますようお願い申し上げますとともに、本市国保の安定運営のためにお力添えくださいますようお願い申し上げます。また、皆様方の各分野のご活躍もご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

### 報告第4号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」

<事務局>

それでは、報告第4号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」資料に沿って説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

議案の3ページと4ページの資料1「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込額調書」をお開きください。

令和元年度の予算額につきましては、歳入歳出それぞれ54億8,351万円となっております。

まず、決算見込の大枠ですが、3ページにあります歳入の決算見込額は、表の一番下「歳入合計」の①57億6,709万6千円となっております。歳出の決算見込額は、4ページにあります表の一番下「歳出合計」の②52億2,701万2千円となり、単純に歳入から歳出を差し引いた累積収支見込額、いわゆる令和2年度への繰越金は、5億4,008万4千円となります。この5億4,008万4千円には、3ページの歳入の7款繰越金、これは前年度からの繰越金ですが、これが入っていますので、累積収支5億4,008万4千円から、③の前年度繰越金3億7,829万1千円を差し引いた実質的な単年度の収支は、1億6,179万3千円の黒字となりました。

続きまして、決算見込額の内訳について、予算額と決算見込額の差が大きかった主な項目についてご説明します。

はじめに、3ページの歳入についてですが、第1款の国民健康保険税について、決算見込額は8億8,814万3千円で予算と比較して5,497万2千円の増となりました。これは、当初見込んでいたよりも、一般被保険者現年度分の調定額が増となったことや、一般被保険者の収納率が予算に対して上昇したことが主な要因と考えております。収納率の詳細については、後ほど、資料2で説明します。

続きまして、第4款の道支出金について、決算見込額は39億7,036万7千円で予算と比較して1億5,007万4千円の減となりました。平成30年度からの国保の都道府県単位化により、歳出の保険給付費の全額を北海道からの当該交付金で賄うこととなっているため、歳出である保険給付費の執行残に伴い、特定財源である道支出金も減となっているものです。

次に第6款の繰入金ですが、決算見込額は5億1,796万2千円で予算と比較して344万円の減となりました。これは、主に人件費・事務費分の減となっております。

次に第8款の諸収入ですが、決算見込額は1,230万5千円で予算と比較して883万円の増となりました。これは、一般被保険者延滞金が909万9千円の増、一般被保険者第三者納付金が139万4千円の減、退職被保険者等第三者納付金が100万円の減となったことが主な要因となっております。

次に、歳出についてご説明します。4ページをご覧ください。

第2款の保険給付費は、予算額40億5,020万9千円に対して、決算見込額が38億6,743万8千円で、執行残が1億8,277万1千円となりました。なお、資料には記載していませんが、平成30年度の決算額が39億2,939万5千円でしたので、保険給付費全体としては前年度比マイナス1.58%、6,195万7千円の減となっております。保険給付費の内

訳をみると、療養諸費が1億5,819万2千円の執行残となり、前年度決算と比べると6,060万8千円の減となりました。

第5款の保健事業費は、主に特定健康診査や短期人間ドック、各種がん検診等の費用助成など、被保険者の健康維持・増進に係る経費であり、予算額9,091万2千円に対して、決算見込額が7,788万4千円で、執行残が1,302万8千円となっております。執行残の主な要因としては、脳ドック、短期人間ドック、各種がん検診、特定健診の受診者数等が当初予算で見込んでいたよりも少なかったことによる執行残となっております。保健事業の取組状況については、後ほど、ご説明いたします。

令和元年度決算見込額調書についての説明は、以上となります。

## 資料2「国民健康保険税の収納状況」

### <事務局>

それでは続きまして、資料2「国民健康保険税の収納状況」についてご説明いたします。資料は、5ページに現年度分、6ページに滞納繰越分と合計の決算及び決算見込の数値を表にしております。

まずは、令和元年度の現年度分の決算見込についてでございますが、調定額8億6,020万3千円に対して、収納額が8億1,452万4千円、収納率は前年度より0.97%上昇して、94.69%となっております。

また、令和元年度の滞納繰越分の決算見込についてでございますが、調定額3億3,580万7千円に対して、収納額が7,344万4千円、収納率は前年度より4.8%上昇して、21.87%となっております。

現年度分と滞納繰越分の合計といたしましては、調定額11億9,600万9千円に対して、収納額が8億8,796万8千円、収納率は前年度より3.68%上昇して、74.24%となっております。

令和元年度における徴収に関する取り組みといたしましては、主に、口座振替の利便性についての周知及び利用勧奨、現年度分の未納者に対する速やかな督促及び催告、分割納付の履行状況の定期的な監視及び不履行時の速やかな納付の催告、仕事等により開庁時間内に納付相談ができない者に対しての夜間及び休日相談窓口の開設などに、取り組んで参りました。

なお、分割納付の不履行が続いている者や催告に応じない者に対しては、財産調査の結果に基づき、滞納処分の執行もしくは執行停止を行っております。

また、あらゆる手段により納付の機会を付与したにも関わらず納付を履行しない者に対しては、「登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱」に基づき、被保険者資格証明書の交付と、短期被保険者証の交付を行って参りました。令和2年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえながら、令和元年度と同様の取り組みを行って参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった者に対しては、

各々の置かれた状況に十分配慮して、納付相談や徴収猶予の申請等に応じて参りたいと考えております。

国民健康保険税の収納状況についての説明は以上でございます。

### 資料3「医療費の状況」

<事務局>

続きまして7ページ、8ページをお開きください。

資料3「医療費の状況」についてですが、7ページに記載しています「費用額」は、入院や入院外、歯科といった診療費をはじめ、調剤や食事療養費のほか、補装具や柔道整復などの療養費等を含む医療費の合計額となっています。この費用額を年間平均被保険者数で割り返した数値が、8ページの一人当たり費用額となります。

令和元年度の本市国民健康保険の一人当たりの費用額は、46万7,201円となり、前年度比較でプラス2.8%、12,892円の増となっています。

一人あたりの医療費は全国的に増加している傾向にあります。本市も同様に、被保険者数、件数は減少しているものの、一人あたりの医療費が増加しております。そのため、医療費抑制への取組が重要であると考えておりますので、本市では、被保険者のみなさんに医療費抑制に向けた取組への協力を市ホームページや広報はもちろんのこと、町内会や各種団体等が集まる場において、国保の被保険者数や医療費の動向、特定健診の勧奨や、手ばかり栄養法などについて説明する機会を設け、被保険者のみなさんにこれまで以上に医療費抑制の重要性を意識していただけるよう努めております。

次に9ページ、資料4「登別市の人口・世帯数及び国民健康保険の加入世帯数・被保険者数の状況」ですが、人口・世帯数については、市全体、国保被保険者ともに毎年減少が続いています。令和元年度の国民健康保険の加入状況としては、年度末現在の比較になりますが、一般被保険者、退職被保険者の合計で平成30年度と比べて347人、3.6%の減となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。

以上で、報告第4号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込」についての説明を終わります。

(質疑・応答なし)

### その他の①「保健事業について」

<事務局>

それでは、その他の①、保健事業について説明させていただきます。11ページ、資料5「保健事業の取組状況等について」をご覧ください。

初めに、1番、特定健診・保健指導の実施状況について説明いたします。特定健康診査等実施計画は平成30年度から第3期に入り、生活習慣病の予防の取り組みを進めるため、引き続き特定健診と特定保健指導を実施してきました。

まず、(1) の特定健診受診率の年次推移について説明いたします。資料の図は、平成 27 年度から令和元年度までの特定健診の受診者数と受診率をグラフにしたものです。令和元年度につきましても、健診未受診者に対して電話やはがきで受診勧奨を行ったほか、町内会の回覧で健診の周知や、職場での検査結果の情報提供を依頼するなど、受診率向上にむけた取り組みを継続して行いました。結果としましては、平成 30 年度に比べ、受診率は 0.2 ポイントの増となっております。

次に、(2) の特定保健指導終了率の年次推移について説明いたします。資料の図は、平成 27 年度から令和元年度までの特定保健指導の終了者数と終了率をグラフにしたものです。特定保健指導につきましては、40 歳代から 50 歳代の対象者や複数年に渡って対象となる方も多く、仕事が忙しい、連絡がつかない、保健指導を希望しないなどの理由で、面接を実施することが難しい状況にあります。電話での勧奨のほか、家庭訪問の実施や夜間相談など面接に至れるよう努めておりますが、令和元年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等により保健指導が実施できない時期もあり、お手元の資料では令和 2 年 9 月末現在の数字となっておりますが、最終的な終了者数は 48 名、終了率は 18.3% となり、平成 30 年度に比べ 11.6 ポイント減となりました。

つづきまして、12 ページ、2 番、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組みについて説明いたします。国や北海道の糖尿病性腎症重症化予防プログラムが開始されたことを受け、登別市国民健康保険でも平成 30 年 6 月より本プログラムを開始しました。

糖尿病で通院中の方や特定健診結果で糖尿病予備群以上に該当した方に対し、かかりつけ医と連携しながら、栄養指導を中心とした保健指導を実施しています。(1) の令和元年度の保健指導実施状況ですが、糖尿病通院中の方に対して 2 件、また、糖尿病予備群以上の方に対しても 12 件保健指導を実施しました。

次に、(2) の、被保険者の糖尿病と人工透析の状況についてですが、資料は、KDB、国保データベースシステムより、令和 2 年 5 月診療分の人数を年齢・男女別に表にしたものです。上にある糖尿病の表ですが、右側にある人数の総数は 1,194 人で、そのうち糖尿病性腎症ありが 141 人となっております。

また、下にある人工透析の表ですが、総数は 24 人で、そのうち、糖尿病ありが 14 人と、5 割以上を占めています。

なお、人工透析を受けていて要介護認定を受けている人は 1 人で、要介護 1 となっております。

保健事業については以上です。

#### <質問①>

(2) の特定保健指導終了率の表についてですが、令和元年度の終了率の折れ線はもっと上の方ではないですか？

<事務局回答>

そうですね。パーセントは16.3%の表記ですが、折れ線は0の部分まで下降してしまっておりまして、記述の誤りです。訂正させていただきます。申し訳ございません。

<質問②>

特定健診について、異常等が見つかった後に受診しているかどうかが重要になってくると思いますが、それについての調査はしていますか？

<事務局回答>

追跡調査については現在行っておりません。

<質問②追加意見>

特定健診において、要受診とか要注意といった結果が出ることはあるんですが、そのデータを入力しておくことで色々な調査に役立てることができるのでは？要受診となり病院に行ったとか、要受診なのに病院に行っていないなどが比較できる。入力作業は大変だと思うが、今後そういう視点でも解析していただきたいと思います。

<事務局回答>

現在、要受診となった人につきましてはお手紙を出しておりまして、受診に繋がるような取組はしております。その後のレセプト状況も確認して、どの程度受診に繋がったかについても確認しております。

<質問②追加意見>

それを数値化したもので、経年的にどのようになっているか、全体的にどうなっているかなど、教えていただければと思います。

<事務局回答>

後ほど簡単なものでもよろしければ、ご提供させていただきます。

(質疑・応答終了)

## **その他の②「新型コロナウイルス感染症における国民健康保険税の減免について」**

<事務局>

それでは、その他の②、「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」を説明させていただきます。13ページ、資料6「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」をご覧ください。

まずはじめに、コロナによる国民健康保険税の減免について対象となる要件としまし

ては、主たる生計維持者がコロナによって重篤な傷病を負った場合か、コロナの影響により主たる生計維持者の事業収入や給与収入の減少額が、昨年の収入と比較して3割以上となる世帯が減免となるものです。減免対象となるのは令和元年度と令和2年度の国民健康保険税で、令和2年2月から令和3年3月までの納期となるものが該当になります。減免額については、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額によって減免割合が決まるもので、300万円以下であれば、10分の10。400万円以下であれば10分の8というようになっております。

続きまして14ページをご覧ください。9月までの実績となりますが、7月は15件の申請があり、11件を承認、4件が非承認となり、8月は41件の申請があり、35件を承認、6件が非承認となっております。9月は17件の申請があり、13件を承認、4件が非承認となっております。3ヶ月の合計としては、73件の申請があり、59件を承認、14件が非承認となっております。

つぎに、収入の内訳としては、53件が事業収入。19件が給与収入。その他が1件となります。1件は雑収入となります。

減免額は7月が368万5千8百円となっており、8月は1,136万2千6百円となっております。9月は297万7千3百円となっております。3ヶ月の合計は1,802万5千7百円となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については以上です。

### <質問③>

減免の非承認の数が結構多いように思いますが、制度についてももう少しお聞きしたい。減免の申請をするにあたって必要な書類等はどのようなものになりますか？また、非承認になった14人はどのような理由で非承認になったのでしょうか？

### <事務局回答>

14人の非承認については事業収入や給与収入の減少が3/10に満たなかったということが主な理由となります。提出いただいている書類については、給与明細や帳簿などの収入が確認できるものになります。

### <質問③追加>

収入を確認する期間というか見込み収入はどのように出しますか？またどのように比較していますか？

### <事務局回答>

昨年の収入に対し、今年の1年の見込み収入が3/10以上減少しているかどうかで比較します。見込み収入につきましては、申請があった月までの実際の毎月の収入がわか

るものを持参していただき、それを12ヶ月に換算して年間の見込み収入としています。

<質問③追加>

そうなると、出す前に本人でも把握できたのではないですか？

<事務局回答>

例えば、納税相談の中でコロナの影響で納めることが厳しいなどの相談を受けた際に、減免の案内・申請をしてもらい、実際に計算してみると基準に満たなかったというケースがあります。

また、他のグループの窓口で生活に困るような状況であるとの相談を受けた際に、国保加入者であれば相談してみるように案内されて申請を受けるケースもありますが、計算してみると基準に満たなかったというケースも考えられます。

<質問④>

減免の関係ですが、減免している金額が何か国保会計に影響するようなことはありますか？

<事務局回答>

今回の新型コロナウイルス感染症の影響による減免につきましては、国の方で交付金の対象としており、100%の補助がされる形ですので、国保会計としての負担は出ませんし、被保険者様にも有利な制度と思っております。